

令和 3 年 4 月 1 日から、新たに「家庭福祉員・家庭福祉員グループ・グループ保育室」の利用を希望される方へ

令和 3 年 4 月 1 日以降に、家庭福祉員・家庭福祉員グループ・グループ保育室（以下「家庭福祉員等」という。）を利用する場合は、事前に「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

認定の申請は随時受け付けていますが、新たに、令和 3 年 4 月 1 日から家庭福祉員等の利用を希望される方は、1 月中に「保育の必要性の認定」を受け、「認定証」が交付されていることが必要となります。そのため、1 月中に「認定証」が必要な方は、12 月中に認定の申請をしていただくようお知らせします。

なお、11 月 14 日（金）までに認定申請をされた方は、改めて申請をする必要はありません。

1 必要書類

- (1) 支給認定申請書兼保育所等利用申込書 (No.1) ・家庭状況届 (No.2)
- (2) 保育の必要性の事由 (※) を確認できる書類
・就労証明書等 (「令和 3 年度保育施設利用のご案内」の 8、9 ページ参照)
- (3) マイナンバー記入用紙

2 申請場所

- (1) 杉並区子ども家庭部保育課保育相談係（東棟 3 階）
- (2) 各子どもセンター（区内 5 か所の保健センターに設置）
窓口の開設は、令和 2 年 12 月 28 日（月）午後 5 時まで

※保育の必要性の事由

- ・就労（1 か月において 48 時間以上就労することを常態とすること）
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障害
- ・親族の介護・看護
- ・災害復旧にあたっている場合
- ・求職活動
- ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ・その他、上記に類する状態として区が認める場合

【問合せ先】

杉並区子ども家庭部 保育課

電話番号 代表 03-3312-2111

認定について：保育相談係

家庭福祉員等について：保育支援係